

序章. 策定にあたって

1. 市町村都市計画マスタープランとは…

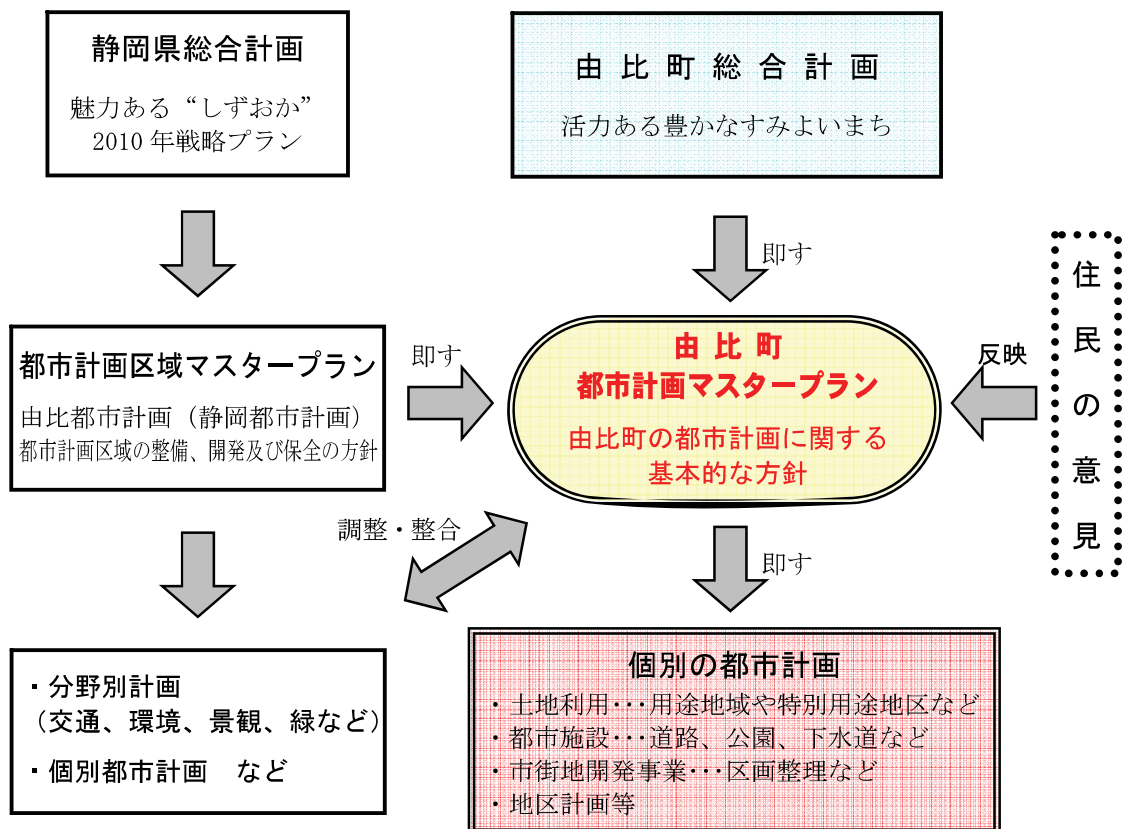
市町村都市計画マスタープランとは、都市計画法（以下「法」という）第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。このマスタープランは、「市町村が定める都市計画は基本方針に即したものでなければならない」とされていますので、今後、個別の都市計画を決定、又は変更する方向を示した指針となります。

また、策定にあたっては、住民の意見を聞き、それを計画に反映させることが法により義務づけられています。

2. 由比町都市計画マスタープランの位置付け

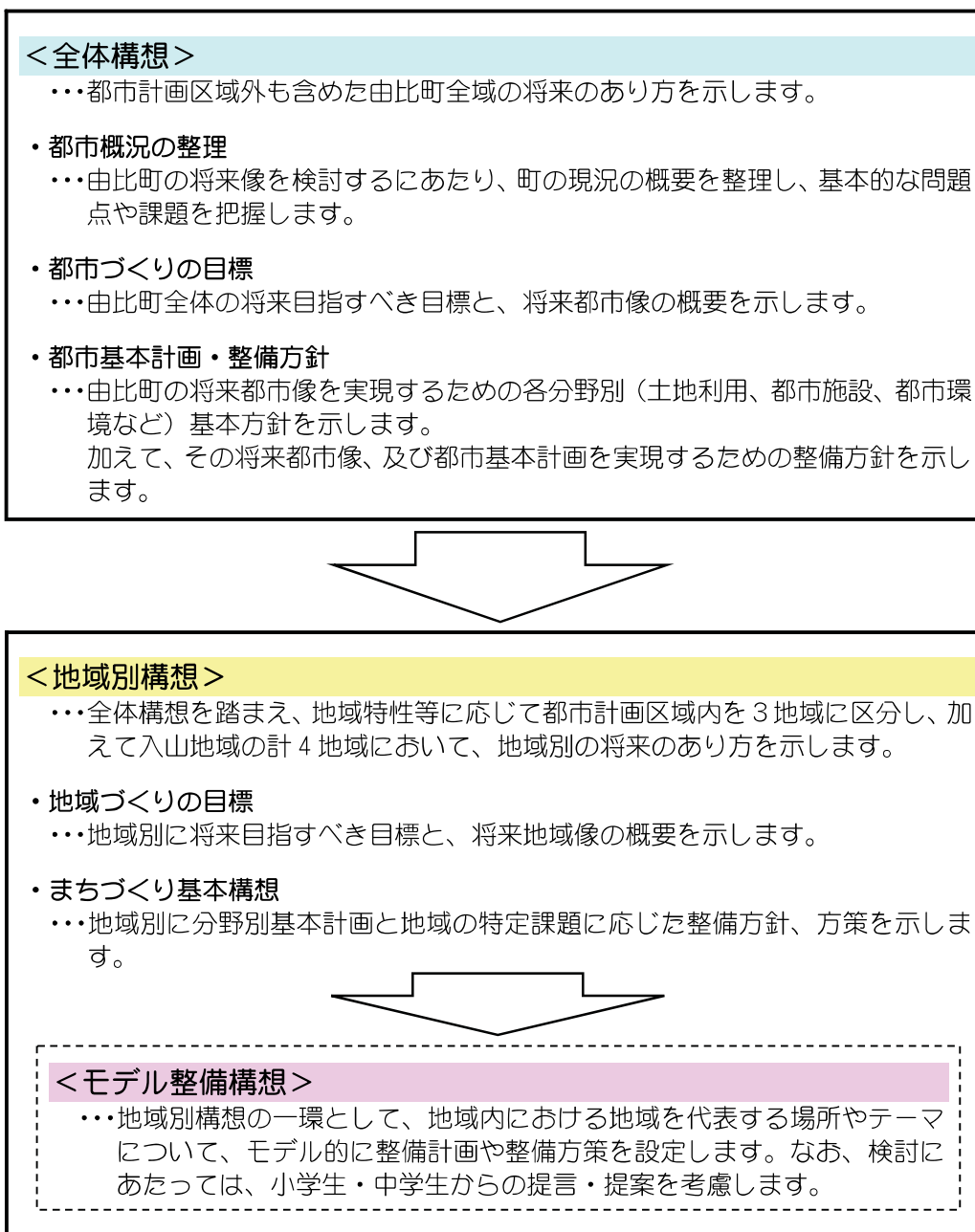
由比町都市計画マスタープランは、由比町の都市計画に関する方針として静岡県が定めた「由比都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即さなければなりません。また、市町村の建設に関する基本構想である由比町総合計画にも即すとともに、その他関連計画との調整、整合を図ることも必要になります。

由比町都市計画マスタープランと他計画との関係は以下のとおりになります。



3. 由比町都市計画マスタープランの構成

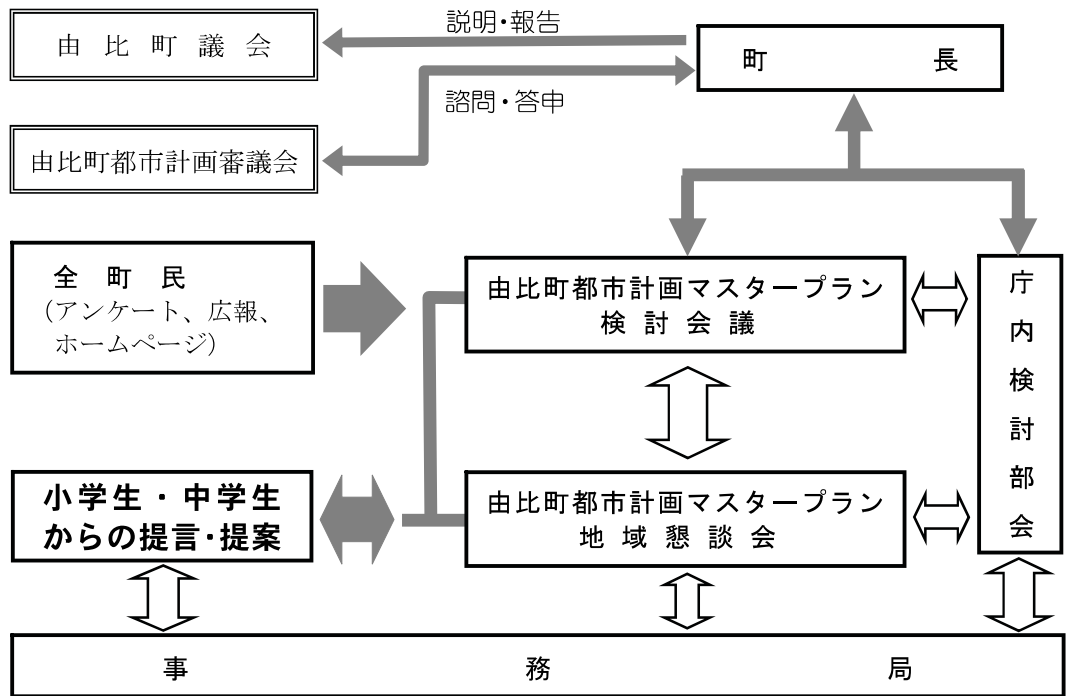
由比町都市計画マスタープランは、以下のような構成になっています。



由比町都市計画マスタープランの目標年次は、由比町総合計画の計画期間を考慮し、概ね20年後の平成38年度とし、計画期間を平成20年度～平成38年度とします。なお、由比町総合計画や由比町都市計画整備、開発及び保全の方針などの上位計画の変更や、社会情勢の変化などにより、本計画の変更の必要性が生じた場合には、見直しを検討します。

4. 策定体制

(1) 由比町都市計画マスタープラン策定体制



(2) 各組織の構成メンバーと役割

組織名等	構成メンバー	役割
由比町都市計画マスタープラン検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体の代表（選出）者 公募による一般町民 庁内関係課 	全体構想に関する協議、検討を行うとともに、地域別構想の相互間の調整を行う。
由比町都市計画マスタープラン地域懇談会	<ul style="list-style-type: none"> 地域内組織の代表（選出）者 庁内関係課担当者 	地域別構想の協議、検討を行う。
小学生・中学生からの提言・提案（授業実践）	<ul style="list-style-type: none"> 小学校、中学校教諭 児童、生徒 	子供の視点や発想を取り入れるため、小学校及び中学校の総合的な学習の時間において、由比町の現状を調べ、将来のあり方等を考え、提言・提案する（これを計画に反映する）。
庁内検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 庁内関係各課実務担当者 	検討会議や地域別懇談会に提示する計画素案を協議、検討する。

(3) 各組織の検討風景

① 由比町都市計画マスタープラン検討会議



② 由比町都市計画マスタープラン地域懇談会



③ 小中学校の授業風景

『由比小学校の由比っ子発表会』の様子：平成19年1月



『由比小学校の由比っ子発表会』の様子：平成20年1月



『由比中学校の提言発表会』の様子：平成18年11月

